



## 〈第一十一回〉

政策研究大学院大学客員教授 森信 茂樹

# 米国型資本主義を考える

キーワードは「グリード」

米国型資本主義をかたどるキーワードは、グリード（GREED）という言葉であろう。最も有名なのは、映画「ウォール・ストリート」の中で、マイケル・ダグラス扮する投資銀行家が、「GREED - IS BEST」と演説する場面である。グリーンズパン連銀議長の一連の発言にも、GREEDYという言葉が幾度となく出てくる。エンロンの悲

劇も皆がGREEDになりすぎたためといわれている。米国人や社会の構造、文化そのものがGREEDだ、といえばこれまでだが、世界を見まわすと、GREEDな国民性の国は数多くありそうである。ではなぜ米国だけが、「成功した欲深き国」を構築することができたのであろうか。それはおそらく、米国がフロンティア開拓以来の歴史の中で、GREENEDを支える法制度、税制度を長年にわたって巧妙に構築してきたからではないか、というのが本稿の趣旨である。

では、どんな制度であろうか。それは、「人々がリスクを果敢に取り、リスクを冒して得た成果に対しても、十分な報いを払うことを社会が容認する」制度である。これにより、GREEDであることが合法的・社会的に認められる。別の言葉で言えば、金持ちになるためのインセンティブシステムが完備し、お金持ちになることがポジティブな価値として受け入れられているということでもある。そして、このシステムは、リスクを冒して事業を行う人だけでなく、彼らに（リスク

クを冒して）資本を提供する人も含んでいるということも忘れてはならない。資本の提供者が事業の成功者と同様に報いられるという制度は、「資本」主義の原点に立ち返つたものであるといえよう。

### 税制との関係

では、それらを支える法制度・税制度とはどのようなものか。私の専門である税制に関するものをざっと挙げてみよう。

#### ◎ストック・オプション（新株予約権）

税制——一定の要件を満たした新株予約権の付与については、権利行使し取得した株式を実際に譲渡し利益を確定した段階まで課税が繰り延べられる。これにより会社経営者だけでなく、従業員、弁護士等広く会社を取り巻く関係者（ステークホルダー）にまで新株予約権を配る制度が普及し、関係者は自社の株価を高くしたいという強いインセンティブをもつこととなる。また、課税が繰り延べられ譲

渡益として優遇税率で課税されるので、リターンはきわめて大きい。

#### ◎LLC・パートナーシップと組合課

税——有限責任性と組合課税（バス・スルー課税）が組み合わされたLLC等の存在は、限定されリスクの下で事業を行うことが可能になるとともに、資金の提供者も損失の控除等税のメリットを享受することが可能となる。我が国で、はげたかファンドと呼ばれるものの法的実態は、これである。

#### ◎分社・分割税制——資本取引について、

同じ資本の利益が続いている限り、キャピタルゲインを認識しない（ノン・レコグニション）制度で、課税関係を発生させる事無くダイナミックに会社組織の変更が可能となり、資本の選択と集中が進む。

#### ◎SPC（特定目的会社）税制——一定

限度以上の配当を行う場合に配当の損金算入を認め、二重課税が排除される仕組みがSPC税制だが、これを利用して、不動産の流動化等が活発に行われ、直接金融市場の活性化にもつながっている。

#### ◎エンジエル税制——ベンチャーカンパニー企業への投資にかかるキャピタルゲインの課税

は優遇されている。他方で、ベンチャーカンパニーのものへの優遇税制は極めて限られたものである。

と似た制度となつた。昨年来、ハバード元CEA議長や米議会の税制スタッフと議論する機会があつたが、日本の税制改正が参考となつたことを示唆していた。

#### ◎住宅税制——住宅担保ローン（アメニティーローン）

の金利は利子控除として所得から控除されるので、住宅価格が高騰すると、それにあわせて借り替えを行い、限度いっぱいの所得控除を享受する税制が今日のバブル的な住宅価格を支えてきた。

#### と似た制度となつた。昨年来、ハバード元CEA議長や米議会の税制スタッフと議論する機会があつたが、日本の税制改正が参考となつたことを示唆していた。

#### ◎住宅税制——住宅担保ローン（アメニティーローン）

の金利は利子控除として所得から控除されるので、住宅価格が高騰すると、それにあわせて借り替えを行い、限度いっぱいの所得控除を享受する税制が今日のバブル的な住宅価格を支えてきた。

## 環境整備の重要性

このうち、相当の制度が九〇年代後半にかけてわが国でも導入されたので、日

の活用等いろんな局面で、米国型の資本主義の形成に役立ってきた。この問題についてでは、第十七、十八話に詳しく述べたところである。

米の制度上の差異はいまではそれほど大きいものではない。住宅購入の借入金利子を控除する制度も、わが国では、税額控除という形で導入されている。こうして見えてくると、大きく異なるのはパートナーシップ、LLC等の事業体の存在そのものとそれにかかる組合税制ぐらいである。LLC等の事業体は、ベンチャー企業の組織体としての活用、ヘッジファンド等のリスクマネーのビーカルとして

さて、インセンティブは、資本の効率を向上させ、米国経済の活性化に役立つたが、このような制度は米国経済発展の必要十分条件ではない。G R E E D な利益をもたらす機会創出のために、各分野における規制緩和・競争政策により、自由で効率的な経済活動を保障してくれることで、大きな影響が及ぼされる。このことは、米国の学者からしばしば発せられる、「米国経済に大きな影響を及ぼしたITの発達は、なぜ日本に及ばなかつたのか。」という問いに答えることにもなる。わが国には、ヒト、モノ、カネの自由で効率的な活動を保証する規制の緩和が十分ではない。その上に、インセンティブを掲げ立てるような法制度、税制の整備のタイミングも遅れがちである。資本の論理が、米



もりのぶ しげき

昭和25年1月5日生。広島県出身。京都大学法学部卒業後、48年大蔵省入省。平成9年主税局総務課長を経て10年7月大阪大学法学部教授。法学博士。政策研究大学院大学客員教授。

国型のデ・ファクト・スタンダードで展開されている以上、このような方向は容認すべきであろう。

しかしこのことは、「わが国は米国型の制度をすべて導入すべきである」という結論には結びつかない。米国型のコーポレート・ガバナンスなどは、よっぽど検証しつつ導入しなければ、逆効果になる。わが国社会は決して G R E E D Y な社会ではない。米国経済築成の裏にある、所得分配の問題、格差の拡大という影の部分をわすれてはならない。

したがって、米国の諸制度の取り込みにあたつては、十分取捨選択しながら、しかしよいものは積極的に取り入れいくという対応が必要となるが、そのためには、我が国さまざまな分野の学者が横断的に議論をし、検証していく事が必要であろう。

最後に、制度が完備したあと、「アニマル・スピリット」を忘れてはならない。わが国の言葉で言えば、「仮作つて魂入れず」ということにならないためにも。